

計画中間見直しにおける主な改訂内容（案）

本市においては、平成 28 年 11 月に大阪市空家等対策計画を策定し、計画に基づく取組を進めてきた。

計画の中間年にあたる現在までの取組状況については、特定空家等対策において目標値を上回る是正件数をあげるとともに、空家の適正管理や利活用に関しても一部の区において取組や先進事例の掘り起しが進んでいる。

しかしながら、特定空家等に不安を感じる人の割合が微増していることや空家の適正管理や利活用が全市的な取組には至っていないことから、今後、さらに本市空家等対策を進めていくため、次の 5 つの強化すべき取組の方向性に沿って計画の改訂を行う。

1. 行政による是正に向けた指導や啓発等の取組、その成果を市民に対し十分に周知する。

- 1) 特定空家等の目標年間是正件数を 60 件から 200 件に修正する。
- 2) 「空家等対策に係る広報の強化」を追記。
- 3) 取組や成果を周知できるよう、具体の取組を「参考」として追記。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ・ H29 重点施策事業（住吉区、東住吉区） | ・ インспекションの説明等の義務化 |
| ・ H30 重点施策事業（住之江区、大正区） | ・ 特定空家対策の実績 |
| ・ 住吉区空家等対策推進ネットワーク会議 | ・ 生野区広報紙 |
| ・ 大正・港エリア空家活用協議会 | ・ 空家ハンドブック |
| ・ 先駆的空家等対策モデル事業 | |

2. 一部の区の先進的な取組成果を事例共有等により他の区へ展開する。

- 4) 「平成 29・30 年度の重点施策事業（住吉区・東住吉区・住之江区・大正区）の取組成果の全市的に展開」を追記。
- 5) 「検討会による先進的な取組成果の把握及び他の区へ情報共有、取組促進」を追記。

3. 特定空家の発生予防や空家の利活用を促進するため、空家所有者への効果的な働きかけを行う。

- 6) 「重点調査エリアでの空家所有者への効果的な働きかけに努めること」を追記。
- 7) 「地域福祉のネットワークを活用した予防的な空家対策」を追記。
- 8) 「空家管理事業者の紹介制度の検討」を追記。

4. 各区役所において専門家団体等との連携の取組をさらに強化する。

- 9) 「区相談窓口の職員の専門性向上のための連携強化」を追記。

再掲 3) 「住吉区空家等対策推進ネットワーク会議」を追記。

再掲 4) 「平成 29・30 年度の重点施策事業（住吉区・東住吉区・住之江区・大正区）の取組成果の全市的に展開」を追記。

5. 所有者不明物件への対応等の取組をさらに進める。

- 10) 具体的な事案に対して財産管理人制度の活用を検討する旨を記載。